

校区外の学校への就学手続き

市教育委員会では、小・中学校の校区を定めており、児童生徒は指定された学校に就学することになっています。ただし、下表に該当する場合は、校区外の学校へ就学することもできます。

※市教育委員会へ申し立てを行い、就学許可を受けることが必要です。

■市内に居住する児童生徒が校区外の学校へ就学できる場合

許可要件	就学許可期限	必要書類
緩衝地区(許可される地区)に居住する場合※	小・中学校卒業まで	
両親が共働きなど(児童帰宅時に養育者不在)の場合	小学校卒業まで	保護者の勤務証明書 身元引受承諾書など
学年途中で転居する場合	学年末まで	
卒業学年(小学6年、中学2~3年)に転居する場合	小・中学校卒業まで	
転居予定(おおむね1年以内)の場合	実際の転居日まで	建築工事請負契約書、賃貸借契約書など
同一中学校区内に転居する場合	小学校卒業まで	
指定校変更許可を受けている児童生徒の兄弟姉妹が同一学校への就学を希望する場合	小・中学校卒業まで	

※緩衝地区については、新入学時は関係学校で申し立てが可能です。転入時は区民課などでの学校指定時に申し出れば選択が可能です。

■市外に居住する児童生徒が市内の学校へ就学できる場合

許可要件	就学許可期限	必要書類
学年途中で転出する場合	学期末まで	
小学6年、中学3年の1学期終業式日以後に転出する場合	小・中学校卒業まで	
転入予定(1学期程度の期間内)の場合	実際の転入日まで	建築工事請負契約書、賃貸借契約書など
一時的な転出(1学期程度の期間内)の場合	理由該当期間	建築工事請負契約書、賃貸借契約書など

詳しくは、指導課へ。
(教育委員会指導課 ☎328-2716)

**通級先が増えます！
令和5年度 通級児募集**

【通級開始月】令和5年5月～

■ことばの教室

【通級先】 碩台幼稚園、一新幼稚園、向山幼稚園、川尻幼稚園、楠幼稚園(五福ことばの教室での指導は今年度末まで) ㊦5歳児(平成29年4月2日～30年4月1日生まれ)でことばに心配がある幼児 ㊧11月15日

～30日(当日消印有効)の期間中に、提出書類を〒860-0031中央区魚屋町1丁目9向山幼稚園五福ことばの教室に郵送

詳しくは、碩台幼稚園・向山幼稚園のホームページ、または向山幼稚園五福ことばの教室(☎356-8898)へ。

■あゆみの教室

【通級先】 一新幼稚園、川尻幼稚園 ㊦5歳児(平成29年4月2日～30年4月1日生まれ)で集団参加や人のかかわりなどに心配がある幼児 ㊧11月15日～30日(当日消印有効)の期間中に、提出書類を〒861-4115南区川尻4丁目1-70川尻幼稚園あゆみの教室に郵送

詳しくは、川尻幼稚園のホームページ、または川尻幼稚園あゆみの教室(☎357-5454)へ。

(総合支援課 ☎328-2743)

子育てサポーター募集

子育て中の保護者に代わって、子どもの預かりや送迎など一時的なサポートをする協力会員(有償ボランティア)を募集しています。活動前には26時間の講習受講が必要です。

■第3回協力会員講習会(年度内4回開催)

期 11月29日(火)～8日程度(要事前予約) 場 男女共同参画センターはあもにい ㊦生後3か月～小学6年までの子どもの預かり(両会員の自宅や支援センターなど)、送迎、健診の付き添いなど(報酬1時間600円～) ㊧市内に住む70歳までの健康な方 ㊨テキスト代1,000円 ㊩電話でファミリー・サポート・センター(熊本)へ

(ファミリー・サポート・センター(熊本) ☎345-3011)

母子父子寡婦福祉資金貸付(修学資金等)について

母子家庭・父子家庭のお子さんの高校や大学などへの進学に伴う資金について、無利子で貸し付けを行います。

■貸し付け対象

- ・母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する20歳未満の児童
- ・父母のいない20歳未満の児童
- ・寡婦が扶養する20歳以上の子

■資金種類

- ・修学資金(授業料等)
- ・就学支度資金(入学金等)

㊦区役所保健子ども課または母子父子相談室にて事前相談を実施(要電話予約)

※申請後、貸付委員会で貸し付け可否の決定をします。

詳しくは、区役所保健子ども課または母子父子相談室(☎372-1228)へ。
(子ども支援課 ☎328-2158)

教育委員会会議の傍聴者募集

㊦11月24日(木)午後2時～ 場 SPring 熊本花畑町7階 ㊧10人 ㊨当日午後

1時半～1時45分に直接会場へ
※審議内容は市ホームページに掲載。
※YouTubeでライブ配信を行います。
(教育政策課 ☎328-2704)



新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した世帯に対し、国民健康保険料の減免制度があります。

事業収入等に一定以上の減少が見込まれ、次の①～③すべてに該当する世帯が対象となります。

- ①令和4年中の事業収入等のいずれかが、令和3年中に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ②主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免には申請が必要です。詳しくは、市ホームページへ。

(国保年金課 ☎328-2290)

介護保険料の減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が減少した場合など一定の基準を満たした方は、令和4年度の介護保険料が減免になります。減免には申請が必要です。詳しくは、区役所福祉課または市ホームページへ。

(介護保険課 ☎328-2347)

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給対象期間延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のために仕事ができなかった期間で一定の要件を満たした場合、傷病手当金を支給します。申請には事業主の証明が必要です。

㊦ 次の4つの条件をすべて満たす方

- ①給与の支払いを受けている熊本市国民健康保険の加入者であること
- ②新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のために労務に服することができなくなったこと
- ③3日間連続して仕事を休み(公休日・有休日を含む)、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から令和4年12月31日までの間に属すること※対象期間が9月30日から12月31日までに延長

になりました。
④給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること
申請方法など詳しくは、市ホームページまたは電話でくほ・こうきコールセンター(☎326-5900)へ。

(国保年金課 ☎328-2290)

すまいの再建4つの助成金の申請期限

熊本地震の被災世帯が再建先に入居した場合に、再建方法に応じて助成する以下の①～④の制度の申請期限のお知らせです。

- ①自宅再建利子助成
- ②リバースモーゲージ利子助成
- ③民間賃貸住宅入居支援助成
- ④転居費用助成

【申請期限】令和5年3月31日
(健康福祉政策課 ☎328-2972)

被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期限

熊本地震の被災世帯が住宅を再建する際に、再建方法に応じて最大200万円(被災世帯人数が2人以上で、再建方法が住宅の建設または購入の場合の額)が支給される制度の申請期限のお知らせです。

【申請期限】令和5年5月13日
※加算支援金を申請するためには、令和3年5月13日までに基礎支援金の申請済みである必要があります。
(健康福祉政策課 ☎328-2972)

**日本消化器病学会九州支部例会
市民公開特別企画**

無料

㊦12月3日(土)午後1時半～3時55分 場 熊本城ホール2階シビックホール ㊧「オール九州で考えよう。肝炎ウイルス克服におけるメディカルスタッフの役割と課題。」 ㊨是永 匡紹さん(国立国際医療研究センター肝疾患研修室長)、米澤 敦子さん(東京肝臓友の会事務局長)、田中 靖人さん(熊本大学消化器内科学教授)ほか ㊦市内に住むか通勤・通学する方 ㊧50人(先着順) ㊨当日直接会場へ(当日整理券配布)

詳しくは、熊本大学病院肝疾患センター(☎372-1371)へ。
(感染症対策課 ☎364-3189)

発達障がいに関する出張相談

無料

㊦南区:11月10日(木)午前10時～午後1時、北区:11月17日(木)午前10時～午後1時、東区:12月1日(木)午前9時～正午 場 区役所 ㊦発達障がいでお悩みの小学生以上の方またはその家族 ㊨電話またはホームページ(https://www.kumamoto-minawa.com/)で発達障がい者支援センター「みなわ」(☎366-1919)へ(子ども発達支援センター ☎366-8240)

市外局番 096 を省略しています・「〒860-8601」は市役所専用番号です。住所の記載なしで郵便物が届きます。

屋根・壁塗装
雨漏り・白アリ調査など

建物を長く保持する上で、まずは建物の状況を知る事が重要です。瓦や壁のヒビやズレを放置する事で、雨漏りやシロアリ侵入等の原因となり、大掛かりな工事が必要になる事もあります。早期に対策する事で、工事も低コストでの対応が可能となり安心です。的確な診断・工事のご提案は、経験豊富な協会の職員にお任せください。

11月13棟限定 無料見積を行っております。
※有効期限/11月末迄

お気軽にお立ち寄り下さい **駐車場完備**

司法書士による建物無料相談 相続、名義変更、施工トラブル等 5名までとさせていただきます。

雨漏りが気になる方
壁のヒビ割が気になる方
どこに頼むかお悩みの方
相見積を取りたい方

サーモグラフィーで壁の中の雨漏りもしっかりチェック!

HPはこちら

一般社団法人 **熊本県建物環境改善協会**
〒862-0954 熊本市中区神水1-8-8 フォレストビル5F
FAX.096-273-8351

お気軽にお問合せください
☎0120-223-279
【受付】平日9:00～17:00(土・日・祝は休)